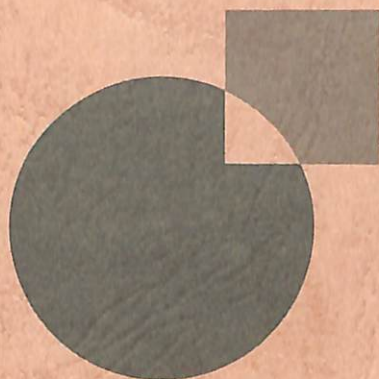


視覚障害者と大学

シリーズ3

点字による国家公務員試験が
実現するまで



日本盲人福祉研究会盲学生情報センター図書出版

発刊にあたって

本会が訴え始めて26年、運動を展開して12年にしてようやく、「点字による国家公務員試験」が認められました。長期間にわたってご支援くださった皆様、本当にありがとうございました。

私は1954年、ジャーナリストを夢見て、大学に入学しました。以来、就職浪人2年を含めて現在まで、「盲大学生に関わる諸問題」と取り組んでまいりました。これまでの活動の中で、何が一番情熱を燃やし、かつ、空しさを味わった運動かなあと思いかえしてみますと、やはりこの問題がワーストスリーに数えられると思います。

毎年春と秋、決まったように各省と交渉をしてきました。もちろんどこでも、こちらの要望書に、ばら色どころか、玉虫色の回答すら出してくれるはずはありません。しかし「点字による国家公務員試験実施」は、地方公務員などへの波及効果も期待されますから、私たちの最重要課題です。そのため12年間、私たちは、人事院任用課長の他、人事院のトップクラスの方とも話し合いました。しかし、ガードはかたく、答えは前進も後退もなく、「選考採用の道があり、その上、他省庁が視覚障害者の採用を希望されなければ……」という答えの繰り返しでした。

余談になりますが、私たちがぞろぞろと各省庁の守衛さんないしは受付に立ちますと、「また交渉か」という態度をされたこともしょっちゅうでしたが、人事院の守衛さんだけは一貫して「ごくろうさま、すぐご案内します」、「お疲れさまでした」と対応してくださったのには皆さん感激し、一抹の慰めとなりました。

本会は、去る7月20日、発祥の地、大阪で「会発足30周年記念式」を開きました。この、意義ある年に待望の「点字による国家公務員試験」が実現し、若い人たちにささやかかもしれませんが、夢と意欲をプレゼントできたとすれば、私

たちにとって、二重三重の喜びです。

ご承知のように、本会は 30 周年記念事業の一つとして、これまでの本会の活動を集大成した『視覚障害者と大学』の出版を企画して、シリーズ 1「大学の門戸開放 40 年の歩み」と、同 2「学習条件整備を求めて」の 2 冊を、すでに発行しました。問題は、本書名のようなシリーズ 3 を、この時期に発行できるかどうか、不安と期待の中で、作業を進めてまいりました。

と申しますのは、1990 年度の国会審議や私たちの交渉の中で、人事院は「91 年度『以降』のできるだけ早い機会に……」という答弁でしたので、正直なところ、このタイトルも揺れ動いていたわけです。

そういう中で、年度内に本会のアンケートにご協力くださった、47 都道府県と 11 政令都市の自治体、並びに 47 都道府県と 11 政令都市の教育委員会の人事担当者、それに、早々とこのシリーズに出版助成をご決定くださった「社会福祉事業研究開発基金」の関係者に、失礼とは存じますが、誌上を通じ、厚くお礼を申し上げるしだいです。

ただ、そういう事情も手伝ってか、自治体からは 100 パーセントのお答えをいただきましたが、教育委員会は、東京都をはじめ 10 か所前後、ご回答いただけなかったのが残念です。しかし、2 度にわたってお願いし、「無回答の所は公表させていただきます」というお願い状も出しております。したがって、今後回答に理解しにくい点や、無回答の教育委員会に対しては、なんらかの形で事情をおうかがいし、最終的には、全国すべての公的機関が、視覚障害者を含めた障害者の雇用にお力添えくださるように、理解を求めていきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

私たちが取り組んでおります「盲人に全ての大学の門戸開放」「入学後の学習条件の整備」「卒業後の就職の援助と、職域の拡大」「啓発の為の出版活動」等のうち、どれ一つとっても簡単に解決することはできません。中でも「雇用」問題は、特に重度障害者である視覚障害者には、まだまだ厳しい状況だと思えます。

私たちは、1961 年に、「大学は出たけれど」とか「盲大生よどこへ行く」といった現実を好転させようとの願いから、本会を組織しました。その当時と今を比較

すれば、比べものにならないほど、解決している面も確かにあります。

私ごとで恐縮ですが、私には、社会人の子供が二人います。二人ともそれなりに努力をしたからこそ、今日があるのかもしれませんが。息子は休職し、2年間の予定で、先頃青年海外協力隊として、ケニアに行きました。娘は短期間ですが、セネガルにでかけます。若い視覚障害者の人たちの中でも、複数の人たちが青年海外協力隊を希望しましたが、すべてアウトでした。障害があるが故に努力しても報われないというのは、国際障害者年のスローガンである「社会への完全参加と平等」に程遠く、差別（私の好きな言葉ではありませんが）だと思います。

1992年は、国際障害者年最終年の10年目です。人として生まれた以上、努力と能力と気力と夢さえあれば、健常者と肩を並べて、どんなことにでもチャレンジできるんだという社会環境を、作りあげていかなければいけないと思います。本会は、1989年11月3日、「第20回博報賞」並びに「文部大臣奨励賞」をいただきました。これ一重に、微力な私たちを支えてくださった関係団体をはじめ、関係者のご支援の賜です。門戸開放と職域拡大は、車の両輪だといわれます。その軸と言いますか心棒になるのが「学習環境の充実強化」だと思います。

私たちは、「賞」に恥じないためにも、また、30周年を「節目」に、若い人たちが努力することの喜びを持てるような社会作りに、今後も地道な活動を続けてまいりますので、皆様の一層のバックアップをお願いいたします。

来春には、別冊として「写真で見る民間企業に働く盲人達」を発行し、最後に「文月会30年史」をまとめ、記念事業に終止符を打ちたいと思っております。

最後に、いつものことながら、シリーズの集計と分析を一手にお引き受けくださった、東京都八王子福祉園の谷合侑先生をはじめ、座談会にご出席くださった皆様、レイアウトから校正までを担当してくださった皆様に対し、重ねてお礼を申し上げ、発刊の言葉に代えさせていただきます。

1991年7月31日

日本盲人福祉研究会（文月会）常務理事
盲学生情報センター所長

高 橋 実

目 次

発刊にあたって

第1部 「視覚障害者の公務員採用選考についての調査」結果の報告	5
1 一般職公務員試験について	7
2 特別枠採用試験について	8
第2部 「視覚障害者の教育職員採用選考試験についての調査」結果の報告	13
1 一般の教員採用試験について	16
2 身体障害者に対する特殊選考試験等について	18
3 その他の採用試験	20
■公務員・教職員試験に点字試験を認めさせる運動の経過	21
第3部 座談会「提言——雇用問題をめぐって」	27
出席者／竹下義樹・谷合侑・西岡恒也・松井新二郎・高橋実	
資料1 国会議事録要旨	43
資料2 公務員就職状況	48
資料3 教職員就職状況	51
付 録	53
日本盲人福祉研究会(文月会)の事業概要	
日本盲人福祉研究会(文月会)盲学生情報センター『盲大学生を支える会規則』	

第 1 部

視覚障害者の
公務員採用選考についての調査
— 結果の報告 —

集計と分析／谷合侑

視覚障害者の公務員採用選考についての調査

I 一般職公務員試験について

a. 点字使用者の場合

- ①点字による試験を実施していますか いる／いない
- ②実施している場合、時間延長をしていますか いる(延長時間 倍)／いない

b. 弱視者の場合

- ①弱視者に対する配慮はありますか ある／ない
(ある場合、次の②～④の問いにお答え下さい)
- ②時間延長をしていますか いる(倍)／いない
- ③拡大文字による出題をしていますか いる／いない
- ④拡大装置等の使用を認めていますか いる／いない

II 身体障害者に対する特別枠採用試験について

1. 障害者に対する特別枠採用試験を行っていますか

高校卒以上：いる／いない 大学卒以上：いる／いない

2. 特別枠採用試験の中に視覚障害者が含まれていますか いる／いない
(行っている場合、次のa～cの問いについてお答え下さい)

a. 点字使用者の場合

- ①点字による試験を実施していますか いる／いない
- ②どの程度の頻度で実施していますか 毎年／採用の見通しがある時だけ
- ③時間延長をしていますか いる(倍)／いない
- ④受験者の居住地域の制限をしていますか いる／いない
- ⑤採用している場合、職種と採用者数をお書き下さい

b. 弱視者の場合

- ①弱視者の特別枠採用試験を行っていますか いる／いない
(行っている場合は、次の②～⑥の問いにお答え下さい)
- ②時間延長をしていますか いる(倍)／いない
- ③拡大文字による出題をしていますか いる／いない
- ④拡大装置等の使用を認めていますか いる／いない
- ⑤受験者の居住地域の制限をしていますか いる／いない
- ⑥採用している場合、職種と採用者数をお書き下さい

c. その他

- ①面接選考のみの採用試験を実施していますか いる／いない
- ②面接選考を行っている場合、職種と採用者数をお書き下さい

【調査目的】

全国の地方自治体において、視覚障害者（点字使用者および弱視者）の公務員採用選考が、実施されているかどうか、実施されているとすれば、どのような方法がとられているのか、について調査を実施した。この目的は、地方自治体における視覚障害者の採用選考と選考後の雇用が、どの程度進められているのか、その現状を知るとともに、今後、この分野において、選考および雇用がさらに拡大されることを期待して、実施されたものである。

【調査年月】

1991年2月

【調査対象および回答数】

1都1道2府43県11市、計58地方自治体に対して、調査用紙が配付された。回答率は100%であった。

【調査結果】

調査結果を、調査項目別に報告すると、以下のとおりである。

1. 一般職公務員試験について

(1) 点字による試験を実施しているか。

実施している自治体は、1都3県（神奈川、和歌山、鹿児島）にすぎなかった。また、時間延長については、東京都が1.17倍、他の3県はいずれも1.5倍である。

(2) 弱視者に対する配慮はあるか。

配慮があると回答した自治体は、1都1府（大阪）10県（岩手、埼玉、神奈川、愛知、三重、和歌山、広島、徳島、高知、熊本）4市（京都、神戸、広島、福岡）の計16自治体であった。

配慮の内容は、次のとおりである。

*時間延長をしている自治体は、1県（神奈川）のみで、1.3倍である。

調 査

* 拡大文字による出題は、1府（大阪）2県（神奈川、高知）2市（広島、福岡）である。

* 拡大装置等の使用を認めているのは、1都1府（大阪）6県（神奈川、三重、和歌山、徳島、高知、熊本）2市（広島、福岡）である。

【まとめ】

地方公務員の採用試験で、点字受験を認めているのは、東京都、神奈川県、和歌山県、鹿児島県の4自治体である。これを過去2回の調査と比較して、その推移をみると、次のとおりである。1983年3月調査（注1）では、東京都と神奈川県の2自治体、1987年3月調査（注2）では、これに和歌山県が加わり、3自治体となった。今回の調査では、さらに鹿児島県が加わったわけである。この8年間で、わずか2県が増えたにすぎない。

弱視者に対する配慮は、16自治体でなされている。1987年の調査では13自治体であったから、この4年間で3自治体が増えたことになる。1987年調査で「配慮あり」が、今回「配慮なし」となった自治体は、青森県、茨城県、新潟県、富山県、岐阜県、京都府、名古屋市の7自治体であり、前回「配慮なし」が、今回「配慮あり」となったのは、東京都、岩手県、神奈川県、三重県、和歌山県、徳島県、高知県、熊本県、神戸市、福岡市の10自治体である。実施自治体が、一貫して継続されていないことがうかがえる。この理由は、試験要項が毎年作成されるため、受験者の有無によって配慮の仕方が変わる、ということが考えられるが、行政側の一貫した方針が望まれる。

（注1）雇用連情報 No.3 1983.5.1 視覚障害者雇用促進連絡会

（注2）就職対策情報 No.2 1987.5 日本盲人福祉研究会

2. 特別枠採用試験について

（1）障害者の特別枠採用試験を実施しているか。

視覚障害者の公務員採用選考

実施している自治体は、高卒以上が24都道府県 8 市の計32自治体(55%)、大卒以上が20都道府県 5 市の計25自治体 (43%) であった。

ただし、このうち15都府県 1 市は、学歴を問わず高卒以上の試験としており、大卒以上を別枠でしているわけではない。

(2) 特別枠採用試験の中に視覚障害者が含まれているか。

含まれている自治体は、1 都 1 道 2 府13県（埼玉、千葉、神奈川、長野、山梨、岐阜、新潟、広島、山口、香川、福岡、佐賀、島根） 8 市（仙台、川崎、横浜、名古屋、大阪、神戸、広島、福岡）の計25自治体（43%）であった。

試験方法をさらに詳しくみると、次のとおりである。

a. 点字使用者の場合

①実施の状況 25自治体のうち、点字による試験を実施している（過去に実施したものも含む）のは、2 府 4 県（埼玉、千葉、神奈川、長野） 3 市（川崎、横浜、大阪）の計 9 自治体（16%）に過ぎない。他の16自治体は、弱視者（活字使用者）を対象としている。

なお、次のようなコメントが付けられている。

*ただし事務職を除く（神奈川） *81、82年度に実施（長野） *電話交換に限り実施（大阪府） *過去に電話交換に限り実施（横浜市） *今年度、福祉職に限り実施（大阪市）

②実施の頻度 毎年実施しているのは、大阪府、京都府(90年度より)、大阪市(91年度より)である。あとの 6 自治体では、採用の見通しのある時だけ実施されている。

③時間延長 京都府1.17倍、長野県1.3倍、千葉、神奈川、大阪市が1.5倍である。また、川崎市が考慮すると回答している。

④居住地域の制限 受験者の居住地域を制限しているか、の問いに対しては、9 自治体すべてが、制限していると回答している。

⑤採用している場合、その職種と人数をみると、次のとおりである。

埼玉県－電話交換 4 人、司書 2 人、点字カナタイプ指導員 1 人

千葉県－図書編集 1 人（91年度予定）

調 査

神奈川県－録音タイピスト 2 人、電話交換員12人、福祉職 2 人、マッサージ 3 人

長野県－社会福祉 1 人（81年度）、通信技師 1 人（82年度）

京都府－事務職 1 人（91年度予定）

大阪府－電話交換手 8 人

奈良県－83年度に点字翻訳者として 1 人

川崎市－社会福祉 1 人

横浜市－電話交換手

大阪市－福祉職員（91年度 1 人予定）

b. 弱視者の場合

①実施の状況 弱視者の特別枠採用試験を行っているのは、1 都 2 府 9 県（埼玉、神奈川、新潟、広島、山口、香川、福岡、佐賀、島根）4 市（川崎、名古屋、大阪、神戸）の計16自治体である。この場合、弱視者のみの特別枠試験ではなく、身体障害者の特別枠試験に含めて実施しているという意味である。

②時間延長 実施しているのは 4 自治体で、神奈川1.3倍、山口30分延長、大阪市1.25倍、東京都は一般試験と出題数を変えているという回答であった。

③拡大文字 拡大文字によって出題しているのは、1 都 2 府 3 県（千葉、神奈川、島根）4 市（川崎、名古屋、大阪、神戸）の計10自治体である。

④拡大装置等の使用 使用を認めているのは、1 都 2 府 9 県 4 市の計16自治体である。

⑤居住地域の制限 受験者の居住地域を制限しているのは、2 府 9 県 4 市の計15自治体であり、実施自治体のほとんどが、この制限を設けている。東京都はこの制限を設けていない。

⑥採用している場合、その職種と人数をみると、次のとおりである。

東京都－一般事務、88年度 4 人、89年度 2 人、90年度 3 人

京都府－事務職 3 人

大阪府－電話交換手 3 人

岩手県－83年度から実施、弱視者 3 人を一般事務

視覚障害者の公務員採用選考

埼玉県－一般事務 5 人

広島県－一般事務、89年度 1 人、90年度 2 人

山口県－事務職 1 人

川崎市－電話交換手 1 人、事務職 1 人、学校用務員 1 人

大阪市－事務職 3 人

神戸市－一般事務 5 人、労務職 4 人（90.4.1現在）

広島市－87年度、2 級者 1 人

c. 面接選考のみの採用試験

①実施の状況 実施されているのは、徳島県、大阪市、神戸市の 3 自治体である。

なお、次のコメントが付けられている。

* 徳島県では、理学療法士について、1968、69、73、82年度に実施し、各 1 人採用。

* 大阪市では、電話交換手について実施、6 人採用。

* 神戸市では、電話交換手について実施、1 人採用。

【まとめ】

特別枠採用試験（高校卒以上、学歴問わずを含む）を実施しているのは、32自治体（55％）である。このうち、視覚障害者を含めて実施しているのは、25自治体（43％）である。さらに、このうち点字試験を実施しているのは、9 自治体（京都府、大阪府、埼玉県、千葉県、神奈川県、長野県、川崎市、横浜市、大阪市）である。これを過去 2 回の調査と比較して、その推移をみると、次のとおりである。

1983年－実施24自治体のうち、点字試験 9 自治体

1987年－実施25自治体のうち、点字試験 5 自治体

1991年－実施25自治体のうち、点字試験 9 自治体

この 8 年間で、点字試験の実施自治体数は、全く増加していないことがわかる。実施状況をさらに詳しくみると、(1)点字試験を毎年実施しているのは、京都府、

調 査

大阪府、大阪市の3自治体である。あとの6自治体は、採用の見通しがある時だけ実施となっている。(2)時間延長は6自治体で実施されており、1.5倍が3自治体でもっとも多い。(3)居住地域の制限は、東京都を除いて、すべての実施自治体で設けている。教職員の採用試験では、すべての自治体でこの制限がないのと対照的である。(4)採用している具体例をみると、電話交換手をもっとも多く、ついで福祉職が多い。司書、図書編集、点字カナタイプ指導員、録音タイピストなど、職種が拡大されてきていることは、評価されてよい。

弱視者の特別枠採用試験を実施しているのは、16自治体である。1987年の調査では11自治体であったから、この4年間にやや前進がみられたことになる。前回「実施」で、今回「実施せず」であったのは、岩手県、千葉県、横浜市の3自治体、前回「実施せず」で、今回「実施」であったのは、東京都、埼玉県、新潟県、広島県、佐賀県、島根県、神戸市の7自治体であった。

実施内容をみると、(1)時間延長を実施しているのは、3自治体（東京都は出題数を変えている）であり、倍率はさまざまで一定していない。(2)拡大文字による出題は、10自治体である。(3)拡大装置等の使用は、実施16自治体すべてで認めている。(4)居住地域の制限は、東京都を除いて、すべて設けている。(5)具体的な採用例をみると、電話交換手と一般事務職が多い。

また、面接選考のみの採用試験では、徳島県で理学療法士、大阪市、神戸市で電話交換手について実施されている。

立ち読み版はここまでとなっております。

続きをお読みにになりたい場合には
社会福祉法人 視覚障害者支援総合センター
までお問い合わせください。

●出版助成●社会福祉法人 社会福祉事業研究開発基金

視覚障害者と大学 シリーズ3 点字による国家公務員試験が実現するまで

1991年9月30日発行

実費頒価800円（送料260円）

編集・発行 日本盲人福祉研究会盲学生情報センター図書出版

〒166 東京都杉並区成田東5丁目36番15号

電話 03-3220-1421

郵便振替口座 東京6-16103

コロニー印刷